

山口市空き家活用事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市にある空き家を優れた地域資源として活用し、新たな交流を作り出す先駆的な空き家活用事業に対して、ふるさと納税制度を組み入れた寄附型クラウドファンディングにより集まった寄附金を基準に、寄附者の意思を反映した応援寄附補助金を交付するとともに、同等の事業支援補助金を交付することにより、交流人口の増加を通じた地域の活性化やふるさと納税を通じた関係人口の増大を図り、もって本市への移住定住を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に人が居住していない本市の区域内に存在する住宅及びその土地
- (2) 空き店舗 過去に商業活動又は事務所の用に供していた実績があり、現に利用されていない本市の区域内に存在する店舗又は事務所及びその土地
- (3) ふるさと納税 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金のことをいう。
- (4) 寄附型クラウドファンディング 不特定多数の人がインターネットを経由して事業提案者に財源の提供を行うことを希望して、本市に対して寄附として資金を提供するものをいう。
- (5) 応援寄附補助金 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）からの事業提案をもとに、本市がふるさと納税制度を組み入れた寄附型クラウドファンディングを活用し広く寄附を募り、集まった寄附金を基準として、補助対象経費に一定の割合を乗じた範囲内かつ補助限度額の範囲内で交付額を決定する補助金のことをいう。
- (6) 事業支援補助金 補助対象経費に一定の割合を乗じ、補助限度額の範囲内かつ応援寄附補助金の範囲内で交付額を決定する補助金のことをいう。
- (7) 市民活動団体 営利を目的としない市民の自発的、自主的な社会貢献活動で、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とする市民活動を組織的かつ継続的に行う団体をいう。
- (8) 自己調達 外部から事業に必要な資金を調達することをいう。
- (9) 自己資金 事業のために自分で用意した資金のことをいう。

(補助対象物件)

第3条 本補助金の交付の対象となる空き家及び空き店舗（以下「補助対象物件」という。）は、下記の全ての要件を満たすものとし、申請者において確保するものとする。

- (1) 現に人が居住せず、原則として半年以上使用していないこと。
- (2) 戸建て又は長屋建て住宅（住宅以外の用途を兼ねるものを含む。ただし、重層長屋を除く。）であること。
- (3) 本補助金の交付の対象となる工事等（以下「補助対象工事等」という。）に、現に着手していないこと。
- (4) 補助対象工事等と同一の箇所の工事等に対して、国、地方公共団体（山口市含む。）及びそれらの外郭団体からの補助を受けていないこと。
- (5) 国又は地方公共団体が所有するものでないこと。
- (6) 不動産業を営む者又は同等と認められる者が所有又は管理していないこと。
- (7) 補助対象物件の所有者が事業を理解し、申請者が本補助金の交付決定後速やかに補助対象工事等に着手し、及び本補助金の交付後3年以上継続して補助対象物件を使用することを約

していること。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号の要件を全て満たす個人又は団体とする。

(1) 3年以上継続して本補助金の対象となる事業を実施する意思があること。

(2) 社会貢献等の目的を持って事業を実施しようとする事。

2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象者から除く。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2及び第142条並びに第166条第2項の規定に該当する者であるとき。

(2) 山口市から指名停止措置を受けている者であるとき。

(3) 事業主又は役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者であるとき。

(4) 市税を滞納している者であるとき。

(補助対象事業等)

第5条 本補助金は、別表1に定める事業を行うために必要な経費であつて、別表2に定める補助対象経費のうち、市長が適当と認めるものについて補助するものとする。

2 別表1に定める事業のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象から除く。

(1) 宗教活動や政治活動を目的とした事業であるとき。

(2) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引に該当する事業であるとき。

(3) 法律等で活動内容が規定されている事業（介護保険事業等）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び公序良俗に問題のある事業であるとき。

(4) 国、地方公共団体（山口市含む。）及びそれらの外郭団体で実施している他の補助金等の対象となるとき。

(5) 過去に本補助金の交付を受けたことのある事業の次年度以降の展開における事業であるとき。

(補助金額)

第6条 市長は、補助対象者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付する。

2 補助対象者に交付する補助金は、事業支援補助金及び応援寄附補助金を合わせたものとし、補助金の補助率及び補助限度額は、別表1のとおりとする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事業の認定)

第7条 本補助金の交付を受けようとする補助対象者は、山口市空き家活用事業応募要領に従い、山口市空き家活用事業認定申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（別紙1）

(2) 物件所有者の同意確認書（別紙2、賃貸物件の場合のみ）

(3) 収支予算書（別紙3）

(4) 誓約書（別紙4）

(5) 付近見取り図（様式任意）

(6) 物件の改修イメージ図（様式任意）

(7) 市税の滞納のないことの証明書（法人格のない市民活動団体の場合は、代表者の市税の滞納のないことの証明書）

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請は、1事業者につき1事業に限るものとする。
- 3 市長は、申請された事業について評価を行うため、山口市空き家活用事業補助金交付審議会（以下「審議会」という。）を置き、審議会の組織、運営その他の必要な事項は、市長が別に定める。
- 4 市長は、第1項の規定による申請があったときは、審議会を開催し、その評価結果に基づき、認定する事業（以下「認定事業」という。）には、山口市空き家活用事業認定通知書（別記様式第2号）により、不認定とする事業には、山口市空き家活用事業不認定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。
- 5 市長は、前項の規定により事業の認定において、必要と認められる条件を付すことができる。

（認定の辞退）

第8条 前条第4項の規定による認定を受けた補助対象者（以下「認定事業者」という。）は、認定事業を中止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ山口市空き家活用事業認定辞退届出書（別記様式第4号）により、その旨を市長に届け出なければならない。

（寄附型クラウドファンディングによる寄附の募集）

第9条 市長は、第7条第4項の規定による認定事業を本市が指定するクラウドファンディング事業者が運営するインターネットサイトに掲載し、一定期間、資金提供者からの寄附を募るものとする。

（補助金の交付申請）

第10条 認定事業者は、クラウドファンディングによる寄附の募集期間終了後、速やかに山口市空き家活用事業補助金交付申請書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（認定事業の補助金交付申請時の内容変更）

第11条 認定事業者は、第7条第1項の規定により提出した事業計画書及び収支予算書において、事業計画及び収支予算の主要部分の変更又は補助対象経費の20%以上の変更が生じるときは、山口市空き家活用事業補助金変更申請書（別記様式第6号）を前条の規定による補助金交付申請書とあわせて、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、収支予算書における収入の部の補助金部分を自己調達、自己資金にて賄う内訳変更については、変更申請書の提出は不要とする。

- （1）事業変更計画書（別紙5）
- （2）変更後収支予算書（別紙6）
- （3）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第12条 市長は、前2条の規定により補助金交付申請書及び補助金変更申請書の提出があったときは、内容確認の上、補助金の交付決定の可否及び交付金額の審査を行うものとする。

- 2 市長は、前項に規定する審査において、補助金を交付することが適当であると認めるときは、第9条の規定によるクラウドファンディングで集まった寄附金額を基準とし、本事業にかかる費用を総合的に勘案の上、補助金の交付金額を決定し、山口市空き家活用事業補助金交付決定通知書（別記様式第7号）により、また、適当でないと認めたときは、山口市空き家活用事業補助金不交付決定通知書（別記様式第8号）によりそれぞれ通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（認定事業の実施等）

第13条 認定事業の実施期間は、前条第2項の規定による交付決定を受けた日から当該年度の3月15日までとする。

- 2 補助対象期間は、前項の期間と同じとする。ただし、認定事業の実施期間前の事業実施については、準備行為として市長が認定事業の遂行上、特に必要と認めた場合に限り、第7条第4項の規定による認定通知を受けた後の支出については、補助対象経費とすることができるものとする。

(認定事業の補助金交付決定後の内容変更)

第14条 認定事業者は、第12条の規定による交付決定を受けた後に、第11条各号に定める変更が生じるときは、山口市空き家活用事業補助金交付決定後変更申請書(別記様式第9号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

- (1) 事業変更計画書(別紙7)
- (2) 変更後収支予算書(別紙8)
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(内容変更の承認)

第15条 市長は、前条の規定により補助金交付決定後変更申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、変更内容が適当であると認めるときは、決定事項及び変更後の交付金額を山口市空き家活用事業補助金交付決定後変更承認通知書(別記様式第10号)により、また適当でないと認めるときは、山口市空き家活用事業補助金交付決定後変更不承認通知書(別記様式第11号)によりそれぞれ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の変更の承認において必要があると認める時は、条件を付すことができる。

(実績報告)

第16条 認定事業者は、認定事業が完了した後、15日以内に認定事業の成果を記載した山口市空き家活用事業補助金実績報告書(別記様式第12号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施内容報告書(別紙9)
- (2) 収支決算書(別紙10)
- (3) 認定事業の経過並びに成果を証する書類及び写真等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第17条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を確認の上、補助金の額を確定し山口市空き家活用事業補助金交付確定通知書(別記様式第13号)により通知するものとする。

(補助金の請求等)

第18条 認定事業者は、前条に規定する補助金交付確定通知書を受領した後、30日以内にその写しを添えて、山口市空き家活用事業補助金交付請求書(別記様式第14号)を市長へ提出しなければならない。

2 認定事業者は、第12条第2項の規定による交付決定を受けた後、補助金の交付を概算払いで受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、山口市空き家活用事業補助金概算払申請書(別記様式第15号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 山口市空き家活用事業補助金概算払請求書(別記様式第16号)
- (2) その他、必要と認められる書類

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認の上、認定事業を遂行するうえで特に必要があると認めた場合、原則1回に限り、交付決定した補助金の額の範囲内において概算払により交付することができる。

4 認定事業者は、前項の規定により交付された補助金が第15条の規定により算定した補助金の額を超えたときは、その超える額の補助金を速やかに返還しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第19条 認定事業者は、第12条第2項の規定による交付決定を受けた日から3年間は事業を継続すること。ただし、事業を中止又は廃止し、財産を処分しようとする場合は、あらかじめ市長に報告し、その指示に従わなくてはならない。

- 2 認定事業者は、認定事業により取得、又は効用の増加した設備等（以下「設備等」という。）のうち、1台につき50万円以上のものを補助金交付後3年以内に補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ山口市空き家活用事業補助金財産処分承認申請書（別記様式第17号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により財産処分承認申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、財産処分が適当であると認めるときは、山口市空き家活用事業補助金財産処分承認通知書（別記様式第18号）により、また適当でないとき認めるときは、山口市空き家活用事業補助金財産処分不承認通知書（別記様式第19号）により、それぞれ通知するものとする。
- 4 市長は、前項の承認をした認定事業者に対し、当該承認にかかる財産を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができるものとする。
- 5 認定事業者は、設備等について、認定事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（関係書類の整備）

第20条 認定事業者は、当該補助の収支に関する帳簿及び書類を整備し、当該年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しなければならない。

（認定の取消し）

第21条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- （1）この要綱に違反したとき。
- （2）認定及び補助金の交付に際して付した条件に違反したとき。
- （3）補助金の申請に偽りその他不正行為があったとき。
- （4）前3号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消した場合、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（報告及び調査）

第22条 市長は、必要と認めるときは、事業実施期間の途中においても次の各号に掲げることについて報告を求め、又は調査することができる。

- （1）認定事業の状況、実績
- （2）認定事業の収支、決算
- （3）認定事業の内容
- （4）その他市長が必要と認めること。

（成果の公表）

第23条 市長は、必要があると認めるときは、本補助金の交付年度以降の認定事業の成果について認定事業者に調査を行い、公表することができる。

2 認定事業者は、前項の規定により成果の調査を求められた時は、これに応じなければならない。

（その他）

第24条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条、第 6 条関係)

補助対象となる事業は空き家活用分野とし、「事業の要件」「補助率」「補助限度額」は以下のとおりとする。

【事業の要件】

- ① 市外県外からの移住定住、交流人口・関係人口の増加に繋がる事業であること。
- ② 山口市ならではの地域の魅力発信、コミュニティの形成、地域経済の活性化に資する事業であること。
- ③ 改修事業は、市内に事業所等所在地を有する法人、または市内に住所を有する個人事業者が施工するものであること。ただし、申請者が自ら施工する場合は、この限りではない。
※営利事業、非営利事業の別は問いません。

【補助率・補助限度額】

	応援寄附補助金	事業支援補助金
補助率	補助対象経費の 3 分の 1 以内 クラウドファンディングによる寄附金を基準に決定	補助対象経費の 3 分の 1 以内
補助限度額	100 万円	100 万円

※補助金額における 1,000 円未満の端数は切り捨て。

※事業支援補助金額は、応援寄附補助金額の範囲内。

別表2（第5条関係）

補助対象経費

補助対象経費については、①改修事業分②交流事業分に分けて整理をすること。なお、消費税及び地方消費税に相当する額は補助対象経費に含めません。

①改修事業

区 分	内 容
技術指導者謝金	申請者が自ら施工する場合の専門家からの技術指導に対する謝金
技術指導者旅費	申請者が自ら施工する場合の専門家技術指導旅費
資 材 費	申請者が自ら施工する場合の改修に必要な材料の購入に要する経費
改 修 工 事 費	内装、外装、給排水、電気、ガス等の設備の改修工事、耐震性を向上させる工事、交流事業を行う上で必要となる造作工事及び外構工事に要する経費
設 計 等 委 託 料	改修に係る設計・監理業務の委託に要する経費
撤 去 ・ 処 分 費	改修に係る家財道具等の撤去・処分に要する経費
そ の 他 の 経 費	市長が必要と認める経費（食糧費等の個人消費的経費を除く）

※改修に係る施工業者は、市内に所在地を有する法人又は個人事業者であること。

ただし、申請者が自ら施工する場合は、この限りではありません。

※申請者が自ら施工する場合は、材料費及び専門工事に関しての専門工事業者への委託に関する費用を補助対象経費とします。

②交流事業

区 分	内 容
講 師 等 謝 金	交流事業に係る講師等への謝金
講 師 等 旅 費	講師等の招致等に係る費用弁償に要する経費
消 耗 品 費	交流事業に必要な消耗品の購入に要する経費
印 刷 製 本 費	印刷及び製本を依頼するために要する経費
修 繕 料	備品の修繕、部品の取替等本体の維持管理、原状回復のための経費
通 信 運 搬 費	郵便料、電話料、インターネット使用料等に要する経費
広 告 宣 伝 費	テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等での広告に要する経費
原 材 料 費	交流事業に必要な材料の購入に要する経費
施 設 等 借 上 料	会議・イベント等を開催する場合に会場費として支払われる経費
事 業 委 託 料	会議・イベント等の業務の委託に要する経費
備 品 購 入 費	その性質や形状を変えず、2年以上使用し、かつ保存できる物品を購入する経費
そ の 他 の 経 費	市長が必要と認める経費（食糧費等の個人消費的経費を除く）

※クラウドファンディングによる支援者への情報発信（お礼も含む）に要する費用は補助対象経費に含めません。